

西脇市総合教育会議傍聴要綱

1 趣旨

この要綱は、西脇市総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に係る手続、遵守事項その他必要な事項を定めるものとする。

2 傍聴人の定員

傍聴人（報道関係者を除く。以下同じ。）の定員は、原則 5 人とする。ただし、市長は、会議の会場（以下「会場」という。）の都合により定員を変更することができる。

3 傍聴の手続。

会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）の受付は、会議の開始予定時刻の 30 分前から開始前までにおいて先着順で行うものとする。

4 傍聴証

(1) 傍聴人に対しては、傍聴受付の順に傍聴証（様式第 1 号）を交付する。ただし、傍聴希望者が受付開始時において第 2 項の定員を超えるときは、抽選により定めた者に対して傍聴証を交付し、傍聴人を決定する。

(2) 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

5 傍聴することができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、会議の傍聴席に入ることができない。

(1) 刃物その他危険なものを携帯している者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者

(4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(5) 鉢巻き、たすき、リボン、ゼッケン及びヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

(6) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機及びパソコンの類を携帯している者（報道関係者を除く。）

(7) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

6 傍聴人の守るべき事項

(1) 傍聴人は、会議の傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

ア 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と

可否を表明しないこと。

イ 私語、談笑等により会議の妨害になるような行為をしないこと。

ウ 飲食及び喫煙をしないこと。

エ みだりに席を離れないこと。

オ 携帯電話等の電源は切ること。

カ その他係員の指示に従うこと。

(2) 前号に規定する遵守事項を、会場の見やすい場所に掲示するものとする。

7 傍聴の違反に対する措置

傍聴人がこの要綱の規定に違反するときは、市長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

8 会議資料の提供

(1) 市長は、傍聴人に会議資料を無償で配付するものとする。

(2) 前号の会議資料が不開示情報を含むものであると認めるときは、当該不開示情報に係る部分を除いたものを配付することができる。

(3) 会議資料が相当量に及ぶ場合又はその作成に相当の経費を要する場合は、当該会議資料を会場に備え、閲覧に供することができる。

9 規律

(1) 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(2) 会場において、資料、新聞及び文書等を配布するときは、市長の許可を得なければならない。

10 その他

この要綱に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

様式第 1 号（第 4 項関係）

傍 聴 証 第 号	
会 議 名	西 脇 市 総 合 教 育 会 議
西 脇 市 長	